

2023年3月10日

## 「2023年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」 に対する道の回答への評価・見解について

北海道労働者福祉協議会

1. 北海道労働者福祉協議会(道労福協)は、「2023年度 勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2022年10月17日に北海道知事宛提出しました。  
その後、11月14日には「勤労者福祉向上キャンペーン」実行委員会メンバーによる道の関係部局に対する要請趣旨の説明会を実施し、道からは2022年12月27日付で別掲の内容での回答を受理しています。
2. 回答内容の検証結果からは、要請課題に対する道としての具体的施策の実施状況や回答で示されている今後の方向性について大きく評価できる内容がある一方で、継続要請事項の多くで前年を踏襲した同一内容の回答も散見される状況です。道労福協は、引き続き、要請趣旨の実現に向けた諸活動を継続するとともに、議会対策をはじめ各種対応が必要と判断される課題については、関係団体との連携を図る中で改善に繋げていく考えです。
3. 今次要請全般に係る道からの回答内容、および回答に対する道労福協としての「評価・見解」を別掲の通り表明いたしますが、以下に当協議会が重点項目として設定した要請課題を抜粋し検証結果の概要を掲載します。

### (1) 北海道における協同組合支援の強化【別掲資料 P2 項番 1.-(2)】

協同組合に対する支援を強化し、併せて道の関連する政策に協同組合との連携を明確に位置付けるよう求めたが、回答では「民間との連携・協働により地域創生に取り組む」旨の回答に止まり、協同組合との連携や支援策について具体的な言及がなかった点は遺憾である。

持続可能な地域づくりに向け、新しい公共の担い手として「多様な主体」の一翼を担う協同組合の社会的役割や期待感、行政との連携について、道における地方創生の取組みや各種政策に具体的に反映し協同組合に対する社会的期待感と政策的位置付けとの整合性を図ることで、協同組合の活動を一層支援するよう要請を継続する必要がある。

### (2) 地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援【別掲資料 P3 項番 1.-(4)】

2022年10月より施行された「労働者協同組合法」の運用については、法制化の背景や目的に照らし、同法の円滑な施行に向けた自治体職員への周知活動が行われている旨、回答されている。

労働者協同組合により、介護、子育て、地域づくり関連など幅広い事業が行われ、多様な事業分野で新しい働き方を実現することができるかとされているが、こうした活動は、道が標榜する「持続可能で活力ある地域社会の実現」に大きく貢献

する可能性を秘めていることから、引き続き、同法に基づく「協同労働の協同組合」の育成・支援に向けた道の積極的・先進的な政策の実現を期待しつつ今後の動向に注目したい。

**(3) 平時における防災・減災の対策【別掲資料 P6 項番 2.-(2)-⑥】**

浸水想定区域における安全な避難施設の整備・避難ビル等の指定を徹底するよう求めたが、「避難施設の浸水想定区域外への整備や避難ビル等の指定を促す」との回答からは道としての危機感が窺われない。

津波による浸水想定区域における安全な避難施設の整備については、国による補助率引き上げ(2分の1⇒3分の2)の対象となる特別強化地域に道内39市町が指定されたが、南海トラフ地震への備えが進む四国や東海に比し対策が遅れているとされる道内の整備事業を加速させるためにも、道に対しては広域的な視点で市町と危機感を共有し一体となった防災・減災対策の構築と推進を強く求めたい。

**(4) 奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減【別掲資料 P7 項番 3.-(1)-①②】**

奨学金制度については、この間、制度の改善も行われてきたが、支援対象の更なる拡大や教育費の負担軽減、併せて奨学金返済者の負担軽減や返済困難者の救済が引き続きの課題となっている。

2020年に施行された大学等修学支援法については、施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え必要に応じて見直しを行うとされており、新たに「出世払い」型の大学奨学金導入に向けた制度設計も進められているが、道による制度充実に向けた国への要望に際しては、関係団体とも情報共有を図るなど連携を強化し、給付型奨学金の拡充等、より実態に即した制度改善要望となるよう当協議会からの要請を継続したい。

また、北海道独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設(充実・改善)を検討・実施するよう求めたが、前年度回答からの進展は見られなかった。

とりわけ地元企業に就職するなど一定の要件を満たした場合に奨学金の返還を支援する仕組みについては、今次回答においても、対象者の札幌圏への一極集中、企業の就業環境改善の優先を理由に道独自の基金の設立については消極的な対応姿勢となっている。

北海道全体を俯瞰し、未来を担う若者を支える教育環境を充実させ新規就労支援や人口減少対策をすすめる観点から、道としての積極的な制度(基金)開設に向けた検討を引き続き要望したい。

**(5) 「こども食堂」の役割発揮に向けた支援の実施【別掲資料 P13 項番 3.-(5)-②】**

食事の確保はもとより、子どもの居場所づくりの活動として全道で展開されている「こども食堂」への道の対応については、子どもの居場所の設置促進や運営支援に向けたコーディネーター派遣や相談窓口の設置、地域におけるネットワーク事業の促進など道による具体的側面支援の内容について一定評価できるものとする。

ただし、「こども食堂」の機能は食育の推進や多世代交流、地域活性化やまち

づくりへの貢献、さらに災害時の食糧供給等、多様化しており、こうした機能を活用した地域づくりの促進に向けた地域(地方自治体)と子ども食堂の連携の必要性も高まっていることから、運営者と支援者のマッチングを図り、道が進める各種方策にきめ細やかに対応するためにも振興局単位でのコーディネーターや専担者の配置が必要と考える。

また、「こども食堂」の安定した運営を確保するためには運営資金の支援も求められており、国の指針に基づく施策(補助金・交付金の活用や政府備蓄米の無償交付、管内市町村への周知等)の実践状況も含め、現状の側面支援の推移を見守りつつ要請を継続する必要がある。

#### (6) フードバンク活動の促進【別掲資料 P17 項番 3.-(6)-①②】

食品ロスの削減をはじめ、「こども食堂」や生活困窮者向けの食糧支援、災害時の被災者への食糧提供等、福祉や災害時対応の観点からもフードバンク団体との連携を強化し活動を促進する必要性が高まっている。

社会的にもこうした認識が共有されつつある中で、道が課題として認識する「フードバンク団体の基盤強化や食品の衛生管理・物品管理に係る責任の在り方」に係る懸念への積極的関与と側面支援の要請や福祉・環境政策との連携を図るための担当部署の明確化を求める要請に対しては、前年度の回答では「直接所轄する部署がないため回答が困難」との見解が示されていたが、今次要請に対しては、運営団体に対する衛生的な取扱マニュアルの配付、食品製造業・卸売業者等からの食品の提供申出に関する周知、食品の保管施設や運搬車両への支援などの具体的側面支援が実施されている旨回答で示されている。

また、担当部署の明確化についても所管する部署や関係部署との連携について表明されるなど、回答内容は前進しており、その意味は大きいと判断する。

フードバンク団体が、そのポテンシャルを最大限に発揮し、福祉・環境分野における食糧支援に積極的に関与してもらうためにも、行政側窓口との関係強化が肝要であり、道に対しては、引き続き、フードバンク団体に対する各種相談対応や支援の実施が効果的かつ迅速に行われる体制の構築を求めたい。

#### (7) 「勤労者福祉資金融資制度」の制度拡充【別掲資料 P20 項番 3.-(9)-②】

制度運営主体である道では、当該融資制度を生活資金に不安のある勤労者の福祉向上に資する制度として位置付けている。

同制度の融資対象者を中小企業従業員に限定せず拡充するよう求めた要請に対しては、「生活福祉資金特例措置終了後の動向や当事者ニーズの把握に努める」との回答に止まり、制度改善に向けた主体的見解や方途が示されなかったことは極めて遺憾である。

現行制度の勤務先条件でカバーされない法人等の道内就業者数は前年度の道からの回答では 384 千人に上るとされるが、広く道内勤労者の福祉向上に資する道の金融支援・セーフティネット制度とするためにも、大局的見地から利用対象者の見直しや金利水準の見直しなどを検討すべきと考える。

当該融資制度については、北海道労信協において“道民目線”を基本に「制度の現状と課題」に係る道も交えた協議が開始されているが、当該団体における協議の方向性と平仄を合わせつつ道に対する要請を継続したい。

**(8) 地域における消費者教育の推進【別掲資料 P22 項番 4.-(3)】**

成年年齢の 18 歳への引き下げに関連して若年層への消費者教育の充実・強化を求める要請に対する回答からは、道としての一定の対策が講じられていると判断するが、新たに成年となる 18 歳及び 19 歳の若年者が未成年者取消権を行使できなくなったことにより、これまでも問題とされていた若年者の消費者トラブル・被害が新成年の年齢層にも拡大していくことが強く懸念される一方で、成年年齢引下げが若年者へ及ぼす重大な影響や、必要な対策等に関する認識が社会全体に未だ十分浸透しているとは言えない状況にある。

道に対しては、こうした状況に鑑み、若年者の消費者被害を防止・救済に向けた適切な消費者・金融教育の継続と内容の充実、教員の金融に関する指導力向上、若年者はもとより広く道民に対する情報発信、さらに効果的な啓発活動の一環として道内各金融機関や消費者団体が作成・開発した教材の周知と活用促進、学校教育現場での消費者セミナー(出前講座)の開催等、関係機関との連携強化などの取組みをより一層進める必要があるものと判断する。こうした観点から今後の道の動向に着目し、必要な要請を継続したい。

**(9) 家庭用エネルギー関係費用に係る経済的弱者への負担軽減対策**

**【別掲資料 P23 項番 4.-(5)】**

家庭用エネルギー関係費用の高騰を受けた経済的弱者に配慮した負担軽減対策については、市町村が行う「福祉灯油事業」に対する道による助成の引き上げが実施されている。

引き続き、道が国に対し行っている低所得の高齢者世帯等への経済的な負担軽減を目的とする灯油購入費等に対する助成の恒常的な財源措置に係る要望の継続をはじめ、他の困窮世帯支援策と組み合わせた福祉政策としての「福祉灯油制度」の検討等、関係加盟団体とも意見交換したうえで必要な要請を継続したい。

**(10) ヤングケアラーへの支援【別掲資料 P33 項番 6.-(2)-介護分野-⑤】**

大人の代わりに家族やきょうだいの世話を担う 18 歳未満の「ヤングケアラー」の実態が、各種調査で明らかとなっており、学業や進路選択、健康への影響が懸念されている。無自覚者や平静を装っている子どもなど潜在的ケアラーの存在や、相談窓口や周りの理解と支援を求めるケアラーの実態も判明しており早急の対応が必要とされている。

ヤングケアラーに対する各種支援強化については、支援条例の制定やケアラーを支える人材育成等の体制整備に向けた支援推進計画案の策定等、道としての先進的な対応も行われているが、実効性のある支援策や啓発活動が早期に実施されるよう、回答で示されている具体的施策の今後の動向に注視しつつ、必要な要請を継続したい。

以 上